

答申第 711 号

平成 31 年 2 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 7 日付けで諮問された特定事業誘致関係文書不存在の件（諮問第 817 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定事業誘致関係文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年2月15日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事業に関して特定企業から実施機関になされた特定のまちづくりに係る要請及び実施機関が当該要請に対応したこと又は当該要請に基づき実施したことに関する文書（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月1日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年4月5日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

平成18年12月25日に、実施機関の職員が、特定企業から実施機関に対して、特定のまちづくりに係る要請がなされている旨発言しており、実施機関内において、かかる要請を受けた何らかの指示が文書にて行われているはずであり、それらの文書が本件対象文書に該当する。

(2) その他

ア 神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）の文書検索システムで本件対象文書を検索したが見つけられなかったため、神奈川県行政文書管理規程、同規程第15号様式、保存文書等引渡書の写し及び公文書館に文書を引き渡した日が分かる文書を公開すべきである。

イ 平成18年12月25日に実施機関の職員が、特定企業から実施機関に対して、特定のまちづくりに係る要請がなされている旨発言しているが、この発言の根拠となる文書を公開すべきである。

ウ 特定企業の誘致を進めるために、特定事業が開始されたのは明らかであるが、そうでないとするのならば、特定事業を開始した理由を説明すべきである。

エ 特定企業から実施機関に対して、特定事業に関する要請がなされているが、これは、規程第8条第2項第1号に該当するのか否か、回答を求める。

4 実施機関（産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の存否について

ア 本件対象文書は、実施機関が特定企業に対して行っていた誘致活動に関連する文書である。当該特定企業は、平成19年1月に、「神奈川県に施設等を立地した企業に対する施設整備等助成制度」（以下「本件助成制度」という。）に基づく補助申請を行っているが、本件助成制度は、平成16年10月から開始した制度である。そのため、本件対象文書として考えられるのは、本件助成制度が開始された同月から平成19年1月までの間に、実施機関が作成又は取得した文書であると考えられる。

本件対象文書は、仮に作成又は取得されていたとすれば、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項の規定に基づき実施機関が作成したファイル基準表において、最も関連する個別フォルダとして、平成16年度及び平成17年度は「工場等立地・移転動向」に、平成18年度は「企業訪問等報告」に分類し、同第9条の規定に基づき、保存期間を5年と定めて保存及び管理されていたものと考えられる。

イ 保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき、公文書館に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2

項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。

また、条例第3条第1項第2号の規定により、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる行政文書には該当しないとされている。

よって、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となるものである。

ウ 以上から、本件対象文書について、仮に実施機関が作成又は取得していたとすれば、これらの文書は、平成16年度から平成18年度までの間に処理済みとなり、5年間実施機関において保存された後、平成22年3月31日から平成24年3月31日までの間に保存期間を満了し、公文書館に引き渡されるのが規則に則した処理であると認められる。そして、前記イのとおり、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存されるか、又は廃棄されることにより文書不存在となることから、実施機関は本件請求の対象となる文書について、文書不存在であるとして本件処分をしたものである。

なお、その他、本件対象文書の検索に当たっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバ内にある電磁的記録についてもくまなく検索したが、存在しなかった。

(2) 行政文書性を欠く文書について

なお、念のため、条例第3条第1項本文にいう行政文書に該当しないとされる文書についても、本件請求の趣旨に合致するものがあるか確認を行ったが、該当するものはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の存否について

ア 実施機関は、本件対象文書の作成又は取得があったとしても、これらの文書は保存期間満了により公文書館に引渡しがなされていることを理由に不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。

イ 当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、保存期間を満了

した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき公文書館長に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、公文書館長は、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

以上を前提とすると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

ウ これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件対象文書が存在するとすれば、特定企業が本件助成制度に基づく補助申請を行っていた平成16年10月から平成19年1月までの間に実施機関において作成又は取得した文書であること、これらの文書は、実施機関が定めたファイル基準表において「工場等立地・移転動向」又は「企業訪問等報告」に分類され、その保存期間は5年であることが認められる。また、これらの文書は、平成18年度までに処理済みとなり実施機関において5年間保存された後、平成24年度までに公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理であると認められる。

そして、前記イのとおり、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存されるか又は廃棄されたことにより文書不存在となる。そのため、実施機関が、平成18年度までに本件請求の対象となる文書に該当する行政文書を作成又は取得していたとしても、保存期間が5年であり、既に公文書館に引き渡しが行なわれているとして不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

(2) その他

ア 審査請求人は、前記3(2)ア及びイに掲げる文書について、反論書においてこれらの文書を公開すべき旨主張するが、外形上も、これらの文書が本件請求の趣旨に合致するものとは認められない。このような主張は、本件処分の取消しを求める審査請求において、審査請求書及び反論書で新たな行政文書の公開請求を行っているに等しいことから、本件処分を取り消す審査請求

の理由となるものではないことは明らかである。

イ 審査請求人は、実施機関の事務事業のあり方に疑問を呈した上で、その点について説明を求める旨主張しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 5 月 11 日	○ 諮問
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 22 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
11 月 28 日 (第 190 回部会)	○ 審議
12 月 20 日 (第 191 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 31 年 2 月 12 日現在) (五十音順)